

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が減額されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の減額方法

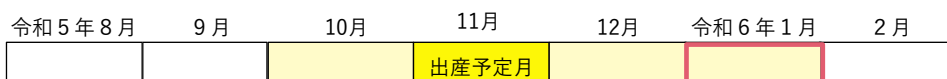
- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。



※減額計算は届出があった日以降の納期分で調整しますので、産前産後期間に支払う保険税が0円になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

 …対象期間

- 保険税が減額された場合、納めすぎになった保険税は還付されます。

届出に必要な書類

- ・ 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等顔写真の付いたもの）
- ・ 母子健康手帳
- ・ 届出書
- ・ 出産後に手続きを行う場合は、母子関係がわかる書類（出生届出済証明等）

※別世帯の方が届出を行う場合は、委任状が必要です。

届出先

鶴ヶ島市 健康部 保険年金課窓口 TEL 049-271-1111

電子申請はこちらから

